

医療勤務環境改善マネジメントシステム導入事例（3）

～医師の時間外労働削減への取組み 高知県立幡多けんみん病院～

高知県医療勤務環境改善支援センターは令和2年9月から令和3年3月まで、マネジメントシステムを導入して勤務環境を改善するモデル支援事業を、高知県立幡多けんみん病院で実施しました。今号では幡多けんみん病院が優先的に取り組んだ「医師の時間外労働削減」を紹介します。

● 応募動機 「私たち、幡多けんみん病院の雇用の質・勤務環境を改善したい」

Step1 方針表明

Step2 体制整備

Step3 現状分析

幡多けんみん病院では、10月に開催された運営会議で院長が雇用の質の改善に取り組むと方針表明をして、職場衛生委員会のメンバーを中心にワーキンググループが発足した。毎月1回開催される職場衛生委員会の後に、センターのアドバイザーが加わったミーティングを行った。各部署から聴取した意見や組合アンケート結果から現状を分析して、課題とその優先度（右表）を決定した。

優先度	課題
1位	医師の時間外労働削減
2位	看護部・医療スタッフの年休取得率向上
3位	ハラスメント、腰痛、喫煙対策

「医師の時間外労働削減」への取組み

Step4 目標設定

医師の時間外労働を削減するために、2つの目標を設定した。
 ① 令和2年度中に特定部署の宿日直許可を受ける
 ② 令和2年度中に時間外業務と自己研鑽の判断基準を作成する

Step5 計画策定

「WLB推進PDCAシート」、「ワークライフバランス推進アクションシート」を活用し、3年後の到達目標を明示し、令和2年度の月ごとの取組み内容を策定した。

Step6 取組の実施

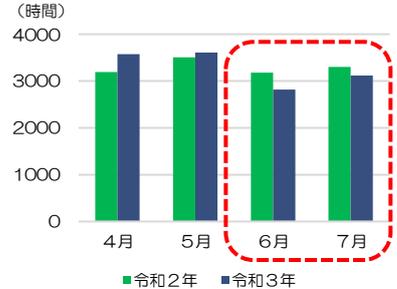
設定した令和2年度の目標について次の取組みを実施した。
 ① 宿日直許可を受ける
 ・当該部署の勤務実態を3か月間（12月～2月）記録した
 ・センターのアドバイザーが同行して、労働基準監督署に宿日直許可の相談に行った
 ② 時間外業務と自己研鑽の判断基準を作成する
 ・他院の時間外業務と自己研鑽の判断基準例を取り寄せた
 ・判断基準について産業医等と協議した

Step7 評価・改善

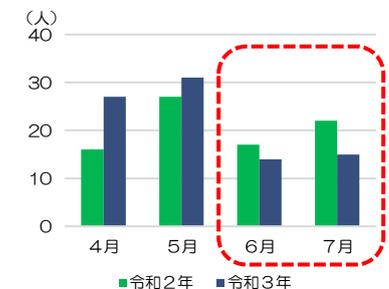
○ 当該部署の宿日直許可の取得をした（令和3年6月運用開始）
 ○ 独自の時間外業務と自己研鑽の判断基準の作成をした

取組みの効果

医師の時間外労働時間



時間外労働80時間以上の人数(全職種)



宿日直許可取得により、医師の時間外労働時間は減少した。医師の時間外労働状況を毎月分析し、更なる時間外労働の削減を目指している。

【支援を受けて良かった点】

- ◎ 毎月の会議にアドバイザーに参加してもらうことで、進捗管理ができた
- ◎ 自分たちでは調べきれない他院の例などを提供してもらうことができた
- ◎ 各種シートを利用することで、検討事項の整理や進行がスムーズだった

（センターホームページに全ての取組みを掲載していますのでご覧ください）

勤務環境改善に取り組みたい医療機関は、センターが無料でサポートさせていただきますので、気軽にお問合せください。



高知県イメージキャラクター「くろしおくん」

◆ 研修会のお知らせ

令和3年10月23日（土）に医療勤務環境改善研修会を開催します。詳細はセンターホームページの研修会をご覧ください。

社会保険労務士や医業経営コンサルタントからのアドバイスも無料で受けられます！

高知県医療勤務環境改善支援センター

（事業受託者：一般社団法人 高知医療再生機構）

TEL 088-822-9910

平日8:30～17:15まで

ホームページ <https://www.kochi-mrr.or.jp/kinmukankyoukaizen>

E-mail kinmukankyoukaizen@kochi-mrr.or.jp

勤務環境のことならお任せ

